



YAMANASHI

# 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び 維持管理に関する条例における住民説明について

令和5年8月30日

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

# 1. 条例の概要・ポイント ①

## 事業者の責務

(第4条)

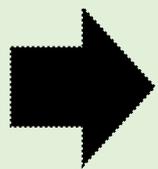
事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、及び地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。

## 1. 条例の概要・ポイント ②

### 地域住民等への説明等

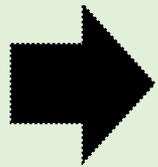
(第10条)

設置許可の申請にあたっては、  
あらかじめ地域住民等に対して



**事業説明会の開催**  
**事業計画の内容説明** を義務付け

この場合の



**地域住民等の理解を得ること** を努力義務

## 市町村との協力

(第5条)

条例の目的である、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図るため、必要に応じ、関係市町村長に対して協力を求めることができる。

## 2. 設置許可に必要な住民説明会

### 【説明会の対象者】

- ① 事業区域が所在する町又は字の区域に居住する住民やその自治会
- ② 事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民

➡ 設置する施設の規模や立地の状況により **個別に判断**  
(例えば、排水下流域の住民など)

### 【開催方法】

- 原則として会場に対象者を集めて開催
- 会場や日時は、できる限り説明を受ける地域住民等の参加しやすさを考慮
- 周知に当たっては、説明会の開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧版など、地域の実情に応じて適切な方法で実施

**いずれも事業者は市町村と相談して、  
対象者や開催場所・日時、周知方法を決定**

## 2. 設置許可に必要な住民説明会

### 【説明項目】

#### ① 事業計画

- ・ 事業者名、設置場所、位置及び面積、出力、実施予定期間、など
- ・ 施設の設置から事業終了後の対応について

#### ② 環境及び景観に及ぼす影響の調査・予測・評価方法

#### ③ 環境及び景観に及ぼす影響の評価等

#### ④ 維持管理計画

#### ⑤ その他必要な説明

### 【説明会の実施】

- ②の方法書の説明、③の評価書の説明、最低2回実施
- 設置許可申請者は必ず説明会に出席
- 開催状況の記録を作成し、議事録を提出

### 3. 届出に必要な地域住民等への説明

- **設置規制区域外の新設は届出**
- 第4条「事業者の責務」に基づく情報提供・説明を行ったことを確認するため **「地域住民等への説明等状況報告書」を添付して提出**

#### 【説明の対象者】

設置許可に必要な住民説明会の対象者と同じ

#### 【説明方法】

- 説明会の開催を推奨
- ポスティング、戸別訪問、回覧板なども可
- ポスティング等の場合、概ね1～2週間程度の意見募集期間を設けるよう依頼

**いずれも事業者は市町村と相談して、  
対象者や説明方法などを決定**

### 3. 届出に必要な地域住民等への説明

#### 【説明事項】

#### ① 事業計画

- ・ 事業者名、設置場所、位置及び面積、出力、実施予定期間、など
- ・ 施設の設置から事業終了後の対応について

#### ② 維持管理計画

#### ③ その他必要な説明

#### 【説明の実施】

- 説明の内容、意見・質問の状況とそれに対する対応・回答を要約した概要を報告書に記載
- 説明で実際に使用した資料を添付
- 報告書には記載内容の市町村確認欄